

Title	中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する環境正義論的考察－構造的不正義による環境不正義の連鎖
Author(s)	金, 吉男
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/89516
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (JIN JINAN)	
論文題名	中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する環境正義論的考察 —構造的不正義による環境不正義の連鎖
論文内容の要旨	
<p>中国では、「改革開放」以来、とりわけ2000年以降に急激な経済成長を遂げ、それにもなっ て急増する生活廃棄物の問題が顕在化してきた。膨大な発生量の廃棄物に対処するために、中国政府 は、廃棄物の焼却処理を優先する政策を打ち出し、2005年より廃棄物処理施設の大量建設を進めて きた。しかし、急増する施設が排出する汚染物質に対する社会的関心も徐々に浮上し、廃棄物処理 施設をめぐる紛争は、2000年代後半以降、全国の各都市で相次いで発生するようになった。こうし た住民紛争を重要視した中国政府は、汚染物質に対する環境規制を厳格化するとともに、住民に異 議申し立ての機会を与える公衆参加制度を整備することにより、紛争の鎮静化に努めた。しかし、 こうした対策が進んでも、施設建設をめぐる紛争が後を絶たず、いまだ各地で広範に生起してい るのが実情である。</p> <p>ところで、時代を少し遡る1990年代から2000年代にかけて、中国では高い税負担や農地収容、賃 金未払いなどの様々な原因により、「群体性事件」と呼ばれる民衆による集団的示威行動が各地で 多発し、中国の指導者層はそれが社会秩序を不安定化させることに危機感を抱いていた。やや遅れ て登場した廃棄物処理施設をめぐる紛争も、「群体性事件」と共通する関心をもって受け止めら れ、そのことが、後者に関する中国の先行研究に一定の影響を与えている。詳細は、第2章で説明 するが、とくに初期の研究の多くは、紛争の過激化という現象に注目し、過激化する要因と行政機 関の対応に関心を集中させた。こうした研究動向には、紛争および紛争管理のプロセスを、その発 生要因たる環境問題と切り離して論じるとともに、抗議主体としての住民は管理の対象という受動 的な存在としてのみ位置づけられているという、特徴的な傾向が見出された。それは、紛争の背後 に潜む環境破壊と社会的格差を同時に生起させる社会構造を見落とし、紛争の多様な現実や可能性 を捨象してしまうのではないかと、という懸念が浮かび上がった。</p> <p>そこで本研究では、このような紛争において住民が目指しているのは、環境問題と社会的不正義 の同時解決であるとみなす「環境正義」の視点に立脚し、中国におけるK市とG市の二地域における 対照的な事例を対象に、フィールドワークに基づく質的調査から、実証的検証を行い、廃棄物処理 施設をめぐる紛争の背後に潜む構造的な環境不正義の解明を目指した。ここで「環境正義」とは、 環境保護や環境問題の解決に社会的公正の観点を組み込む必要性を示した理念を指し、「環境正義 論」とは、環境正義運動とその社会的背景を対象とする一連の研究によって得られた知見の総体を 指す。これらの研究は、1980年代の米国に端を発する反環境人種差別運動の経緯からうかがわれる ように、環境正義運動の実践との密接な関連のなかで発展してきた。</p> <p>米国の環境正義論研究者であるD. スクロスバーグ (D. Schlosberg) は、環境正義を「分配的 正義」、「手続的正義」、「承認的正義」という3つの次元に分類した上で、それぞれの次元の相 互関連に注意を払うべきことを述べている。その際に留意すべきことは、まず第1に、環境正義運 動のなかで確立されてきた正義の観念は、当該する社会的弱者の視点、被害者の視点から経験され た「現実の不正義の所在から正義を照射」(福永真弓)することから生成し、確立した観念である ことである。つまり、先験的に確立された抽象的理念によって現実を切り取るのではなく、つねに 現実に発生した不正義の事実から出発すべきである。また第2に、スクロスバーグが指摘するよう に、正義の三次元は、一方の実現が他方の実現の前提となるというように、相互作用の関係にあ る。逆に言えば、ある次元に生じた不正義は別の次元に生じた不正義の解消を困難にし、助長す るというような、「不正義の連鎖」(熊本博之)が生起する可能性もある。紛争の現場で起こってい る複雑な不正義の実態を解きほぐしていくためには、正義の概念をこのように多次元におよぼ立 体的なものとして構想しておくことが重要である。そして第3に、こうした複雑な不正義の相互 関連は、ある特定の行為者の意図や特定の政策がもたらすのではなく、当事者の行為の選択肢 や機会を条件づける社会構造の所産であると考えべきである。したがって、本研究は、相互 作用レベルの不正義だけでなく構造的な不正義にも注目し、米国の政治学者のI. M. ヤング (I. M. Young) が提示した「構造的な不正義」の理論視座を手がかりに、中国社会にお ける廃棄物処理施設をめぐる紛争の背後に位置する不正義の構造を解明することを目的とする。</p>	

本論文は、事例研究の成果である第5章と第6章を中心に、7つの章から構成される。第1章（序章）では、研究の背景、問題の所在、研究方法について概説した。

第2章では、中国における紛争の先行研究を精査し、日本の先行研究とも比較しながら、その特徴と問題点を指摘するとともに、本研究の基本的な方向性を提示した。先述したように、紛争をその発生要因から切り離して、もっぱら行政機関による対応の観点から研究するという手法に依拠することで、紛争問題と環境問題の連関が見失われるとともに、受動的な住民観を実体化してしまうことにもなりかねない。この点に関して、日本の先行研究を参照するのは有意義である。ここでは、1970年代の公害研究の影響を受けた研究者たちが、紛争の背後に環境破壊と社会的格差を同時に生起させる社会構造を解明するための手がかりとなる知見を残していたのである。こうした知見を継承して、環境問題の解決と社会的公正の実現の両立を目指す環境正義論の理論視座に立脚して、廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する実証的研究を進めていく。

続いて第3章では、その環境正義論の先行研究を検討した上で、この議論に立脚する本研究の分析枠組みを提示した。まず1980年代に環境正義論の研究が始まった米国の先行研究の検討を踏まえて、分配的正義、承認的正義、手続き的正義などの正義の複数の次元が相互に関連し合い、条件づけ合う「環境正義の多次元性」という枠組みを提示する。次に、2000年代前半に環境正義論が導入された中国の先行研究を検討し、その特徴と問題点を指摘した。それらの研究は、廃棄物処理施設の建設計画に先立ってすでに存在している社会的不正義、多くの場合に分配的不正義に関心を寄せる半面、施設の建設や運用が新たにもたらす不正義について十分説明していない。また、多くは不正義の事実の記述にとどまり、その背後に潜む不正義の構造の析出にいたっていない。これらの点を掘り下げて分析するために、本研究では、多次元的な不正義の相互連関を実証的に解明する「環境不正義の連鎖」と、不正義を当事者の行為の選択肢や機会を条件づける社会構造の所産とみなす「構造的不正義」という二つの分析枠組みを援用することとした。

第4章は、廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する実証研究の前提となる、中国政府の廃棄物処理政策と都市開発と施設建設に関する公衆参加制度の近年における展開を概説した。

第5章は、中国のK市で2013年に発生した廃棄物処理施設をめぐる紛争の事例研究である。この紛争は、抗議者による実力行使にいたるまで過激化した事例であり、先行研究が指摘するように、地方政府の紛争管理の不備が露呈していた。さらに本研究では、環境正義論の視点から事例を分析することにより、施設の違法な稼働や公衆参加手続きの無視といった公然たる手続き的不正義が、住民の生活環境の汚染と深刻な健康被害の集中を招くという「不正義の連鎖」、さらに承認的不正義が手続き的不正義を増幅させるという「不正義の連鎖」を解明した。そして、これらの知見に基づき、先行研究において重要な位置を占める「二重の社会的不正義」論の再解釈を行った。

第6章は、中国のG市で2014年10月に発生した廃棄物処理施設をめぐる紛争の事例研究である。K市とは異なり、G市では公衆参加手続きが履行されることにより、住民の異議申し立ての機会とは与えられており、住民による抗議活動は基本的に言論活動の範囲にとどまり、実力行使には至っていなかった。しかし、地方政府が公衆参加手続きに参加できる「利害関係者」の範囲を恣意的に操作することにより、多数の反対派住民を公衆参加プロセスから実質的に排除していたことが明らかになった。そして、この「潜在化した手続き的不正義」の結果として、施設の大規模化にともない増大した環境リスクの集中と、多数の住民の補償対象からの排除という分配的不正義がもたらされるという、「不正義の連鎖」を解明した。また、この事例では、住民は、施設の建設に反対するだけでなく、分別回収による廃棄物の減量という対案を提示しており、紛争が廃棄物処理政策をめぐる建設的な政策協議に転じる可能性もあった。本章では、こうした可能性の実現を阻んだ要因を行政と反対派住民の関係性に探り、承認的正義という論点に関連づけて論じた。

最後に第7章では、前二章の事例研究を踏まえ、ヤングの「構造的不正義」の理論視座を手がかりにして、中国社会における廃棄物処理をめぐる紛争の背後に位置する不正義の構造を解明し、結論へと導いた。まず、二つの紛争の経緯を対比して、相違点と共通点を整理したうえで、さらに共通点の発生要因をヤングの議論を援用しながら分析することにより、様々な条件によって選択肢を制約されており、硬直的な地方政府の廃棄物処理政策、具体的には大規模焼却施設による廃棄物の集中処理と、それによって形成された不平等な利害構造である受益圏・受苦圏が、その構造的要因として析出された。本研究が解明した様々な次元の「不正義の連鎖」は、こうした不正義の構造によって誘発された構造的不正義であることが明らかにされた。

本研究は、廃棄物処理施設をめぐる紛争の実証研究を通じて、紛争の現場で生じている不正義の重層的で多面的な実態を視野におさめ、それらの相互連関を明らかにした。さらに、その背後に潜む不正義の構造を解明することによって、住民による抗議活動の発生要因に関するより包括的な説明が可能になると同時に、時代の要請に応じて、より柔軟に課題に対応できる合理的な廃棄物処理政策への転換を進める潜在力として、住民の抗議活動を位置づけることが可能となった。これからも事例研究を積み重ねていくことにより、本研究で得られた知見がどの程度妥当するかを検証していくことが、今後の課題である。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (JIN JINAN)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 准教授 小林 清治
	副 査 教授 三好 恵真子
	副 査 准教授 青野 正二
	副 査 教授 藤目 ゆき
論文審査の結果の要旨	
<p>本論文は、2000年代後半以降の中国社会において広範かつ継続的に発生している廃棄物処理施設をめぐる紛争の社会的背景を、環境正義論の視点に立つ実証研究によって解明するものである。</p> <p>本論文の前半部分で、申請者は、関連分野における中国の先行研究を渉猟し、米国や日本の先行研究と対比させながら、それらの特徴と問題点を指摘したうえで、本論文の研究目的を設定する。中国の廃棄物処理施設をめぐる紛争を対象とする先行研究の多くは、紛争の過激化という現象に注目し、その要因を行政による紛争管理の問題点と関連づけて論じてきた。そのため、紛争は、その発生要因たる環境問題や社会問題と切り離されて論じられ、抗議活動の主体である住民が、問題解決の主体としてではなく、管理の対象という受動的な存在として位置づけられる傾向が強い。これに対して本論文は、1970年代の公害研究に影響を受けた日本の先行研究から示唆を受けとり、環境破壊と社会的不正を同時に発生させる仕組みの解明をめざす環境正義論を研究の基軸に据える。</p> <p>この環境破壊と社会的不正の仕組みに関して、中国の先行研究は「二重の社会的不正義」論（何艶令）を提示している。それによると、廃棄物処理施設をめぐる生じる環境不正義は、予め存在する資源分配の不公平の犠牲者としての社会的弱者（第一の不正義）に、施設の建設によってさらなる汚染が押しつけられる（第二の不正義）事態である。中国の研究者は、この議論を踏まえて、都市―農村関係における農村や、都市における下層労働者への汚染の集中という問題を論じてきた。これらの研究は、主に分配的正義の次元に焦点を当てている。しかし、中国におけるすべての紛争が、この構図に当てはまるわけではない。また、「二重の社会的不正義」と言いつつも、論者たちの関心は「第一の不正義」に集中し、「第二の不正義」の発生メカニズムの説明は十分でない。そこで本論文では、米国の先行研究から、環境正義が分配的正義、手続き的正义、承認的正义という複数の次元から構成される「多次元的な（不）正義」という枠組みを導入し、各次元の不正義の相互連関を「不正義の連鎖」（熊本博之）として実証的に解明することを第一の研究目的とする。さらに、米国の政治学者I・M・ヤングの議論を踏まえて、廃棄物処理施設の建設がもたらす不正義の発生メカニズムを、「構造的不正義」として説明することを、第二の研究目的に設定する。</p> <p>本論文の中心をなす第5章と第6章は、中国のK市とG市において発生した廃棄物処理施設をめぐる紛争に関する事例分析である。それぞれの事例について、当事者への聞き取り調査の結果、当事者によるSNS投稿、行政関係や司法関係の文書を丹念に分析して、事実経過を再構成するなかで、いずれの事例においても複数の次元における不正義の発生とそれらの連鎖が確認された。なかでも、紛争が過激化するにいたらなかったG市の事例において、公衆参加制度が履行されながらも、市政府が「利害関係者」の範囲を恣意的に操作することにより、多数の反対意見を公衆参加プロセスから実質的に排除していたことを解明したことは、先行研究が見落としていた重要な知見である。また、K市の事例に関して、不正義の連鎖の結果として、生活環境の汚染と健康被害、補償措置の不履行、地価の低下といった被害が蓄積した結果、住民の生活水準と社会的地位が低下したという事態を踏まえて、「二重の社会的不正義論」の〈汚染が社会的弱者に集中する〉という命題を、〈汚染や他の被害が住民を「弱者化」させる〉という逆のベクトルをも組み込むものとして再解釈すべきであるとした提案も、先行研究を深化させるものである。</p> <p>最後に第7章は、ヤングの「構造的不正義」論を手がかりとしつつ、梶田孝道や船橋晴俊の「受益圏・受苦圏」論を導入して、二つの事例研究から抽出された共通要素を分析することにより、環境不正義の構造を特定した。それは、選択肢の乏しい、硬直的な地方政府の廃棄物処理政策、その具体化である大規模焼却施設による廃棄物の集中処理、それによって形成される拡大した受益圏と局地化した受苦圏によって構成される「不正義の構造」であり、紛争の現</p>	

場で露呈したさまざまな不正義は、特定の行為者の意図や個別の政策の所産というよりは、構造的要因の所産として理解されるべきであると結論づけた。

本論文の成果は、まず第一に、紛争の現場で生じている不正義の実態を、重層的で多面的なものとして把握することができたことである。先行研究において有力な「二重の社会的不正義」論は、環境不正義を、すでに生起してしまった分配的不正義に、新しい分配的不正義が加算されるというかたちで論じている。しかし、本論文で解明された不正義の実態はより重層的・多面的である。つまり、汚染の不公平な分配という分配的不正義は意志決定過程からの排除という手続き的不正義の結果としても生じるのであり、また住民を「隣避者」（エゴイスト）として汚名化する承認的不正義は、手続き的不正義を増幅させる。このように、紛争の現場で生じている不正義の複雑な実態を視野に収めるためには、正義の概念を多次元にわたる立体的なものとして構想したうえで、それぞれの次元間における「不正義の連鎖」を実証的に解明するという、本論文が採用した方法は有効である。

本論文の第二の成果は、廃棄物処理施設をめぐる紛争の背後に潜在する不正義の構造を解明したことである。この構造は、住民による抗議活動の発生要因を包括的に説明するものである。紛争の鎮静化をめざす中国政府が、この間に環境規制の強化や公衆参加制度の導入などの措置を導入したにもかかわらず、依然として紛争が広範囲にわたって発生し、長期的に継続しているのは、そこに持続的な恒常的な要因が作用しているからに他ならない。そして、こうした環境破壊と社会的不公正を同時発生させるメカニズムを紛争の背後に指定することにより、その解消を志向する潜在力として住民の抗議活動を位置づけることが可能となる。また、当事者の行為が構造的に制約されているという側面に目を向けることは、環境正義をめぐる議論において、不正義の要因を当事者の意図に帰する短絡的な議論に陥る危険を回避するためにも有効である。

以上のように、本論文は手堅い実証研究を基本に置きながら、アメリカと日本の先行研究の成果を積極的に摂取して、中国における廃棄物処理施設をめぐる紛争の研究の射程を拡大することに貢献するものであり、その学術的意義は高く評価できる。論文審査の結果、本論文は、博士（人間科学）の学位を授与するにふさわしいものと判定した。